

令和6年度生活習慣病発症・重症化予防事業(高血圧症対策)

1 目的

高血圧の重症化リスクが高く、未治療である被保険者に対し、医療機関への受診勧奨を実施することにより、脳卒中への移行を防止する。

2 対象者基準

「国保加入者」、「年度末年齢が74歳以下」、「要介護・支援認定がない」、「当年度の高血圧、人工透析、認知症のレセプト歴がない」の全ての条件を満たし、令和5年度特定健康診査又は人間ドックの結果において、Ⅲ度高血圧（収縮期血圧180 mm Hg以上又は拡張期血圧110 mm Hg以上）に該当し、高血圧に係る理由での受診がない者。

尚、当課糖尿病対策事業と重複して対象者基準に該当する場合、当事業対象者からは除外し、糖尿病対策事業対象者として介入する。

3 事業の流れ

(1) 受診勧奨方法

ア 初回通知

6月に対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付する。

イ 受診勧奨架電・訪問

初回通知送付後、配達が完了すると見込まれる翌々日以降からできるだけ速やかに、架電による受診勧奨、未受診理由等の聞き取りを行う。原則、本人に通じるまで2回架電する。電話が通じない者、電話番号情報が入手できない者（現在不通を含む）、その他の情報から訪問が適当と思われる者については家庭訪問を実施する。訪問時に、電話番号不明者については日中通じる電話番号の聴取も行う。訪問時不在の場合は、対象者に連絡を依頼する不在者用文書を投函又は郵送する。

対象者より資料提供の希望があった場合は、パンフレットを配布する。電話にて希望が聞かれた場合には、送付状とともにパンフレットを郵送する。

ウ 再勧奨通知

10月に、8月末受診分までのレセプトを確認し、医療機関の受診状況等から再勧奨対象者を決定する。

再勧奨対象者へは再勧奨通知をカラー封筒にて送付し、架電又は訪問時の教材としてパンフレットを同封する。

エ 再勧奨架電・訪問

再勧奨通知送付後、配達が完了すると見込まれる翌々日以降から、できるだけ速やかに、架電し受診状況の確認、未受診者への受診勧奨を行う。原則、本人に通じるまで2回架電する。電話が通じない者、電話番号不明者、訪問勧奨が適当と思われる者については家庭訪問を実施する。訪問時不在の場合は、不在者用文書を投函又は郵送する。